

令和5年10月20日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市保健福祉審議会
会長 宮田 幸紀



厚木市地域福祉計画（第6期）、厚木市障がい者福祉計画（第7期）及び
厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の素案について（答申）

令和5年10月6日付けて諮問のあった厚木市地域福祉計画（第6期）、厚木市障がい者福祉計画（第7期）及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の素案について、本審議会における慎重な審議を重ねた結果、全員一致をもって次の結論を得たので、ここに答申します。

答 申

厚木市地域福祉計画、厚木市障がい者福祉計画及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、社会福祉法を始めとした福祉関連法に定められた法定計画であり、厚木市総合計画の個別計画として位置付けられ、また、福祉に関する計画として相互に結びつけられている。

これらの計画は、厚木市が目指す地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画として、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」という共通の将来像を掲げ、人口減少社会の到来、超高齢社会の進展を見据えた計画としている。また、計画の策定に当たっては、令和4年度に実施された市民アンケートの調査結果を基に、府内会議での検討を重ねるとともに、意見交換会での意見聴取のほか、地域包括ケア推進会議、地域福祉推進協議会、障害者協議会等の議論を踏まえ策定したものであり、福祉関連施策を推進する計画として適切なものと判断した。

なお、計画の策定に当たっては、引き続きパブリックコメントの意見を踏まえ、市民の声を反映させた計画となるよう努められ、誰もが分かりやすい計画とされたい。

また、本答申は、委員から提起された意見に基づき、本審議会の総意としてまとめたものであるが、計画の推進に当たっては、次の項目に配慮されることをお願いしたい。

1 地域福祉計画（第6期）

(1) 計画の対象者について

再犯防止推進計画を包含する計画としたことから、再犯防止の活動における重要な役割を担っている保護司を計画の対象者に明記し、誰もが参加できる地域づくりを推進されたい。

(2) 成年後見制度の利用促進について

市内には、認知症や障がいの特性に対する識見をもつ社会福祉法人等が存在することから、法人後見受任体制の構築を明記し、成年後見制度を推進されたい。

2 障がい者福祉計画（第7期）

計画の対象者は、障害者基本法第2条の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）としているが、発達障害は障害者手帳所持者に含まれていないため、障害福祉サービスの利用等において、支援が滞ることがないよう取り組まれたい。

3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

(1) 要支援・要介護認定者について

要支援・要介護認定者のそれぞれにおいて、その程度に応じ様々なサービスが利用できるが、対象者だけではなく家族等介護者の更なる負担軽減に努められたい。また、市民に分かりやすく要支援・要介護認定者についての説明を追加されたい。

(2) 多様な住まいの選択について

高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けるため、多様な住まいの選択ができるよう、支援体制の充実を図られたい。特に、賃貸物件の借入時に生じる問題については、関係機関と調整を図り、支援体制の充実に努められたい。

厚木市保健福祉審議会

会長	宮田 幸紀
職務代理	前頭 七恵
委員	横田 剛一朗
委員	山本 智子
委員	川原 由美
委員	関 紘太
委員	宮盛 康友
委員	熊谷 薫
委員	和田 直代
委員	笛山 恵一郎
委員	老山 大輔
委員	蓮見 優子
委員	佐々木 つぐ巳
委員	矢澤 隆